

# 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正に係るQ&A

本Q&Aは、令和6年4月5日（金）から同年5月9日（木）にかけて実施した「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」のパブリックコメントで頂いたコメントのうち、改正案に関する質問について、Q&Aの形式にて公表するものです。

## 凡 例

本Q&Aにおいては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	犯収法施行規則

No.	質問	回答
1	犯収法施行規則の条文から削除された後も、既に発行済みで有効な特別児童扶養手当証書は、引き続き本人確認書類として使用できるのか。	特別児童扶養手当証書は、改正後の犯収法施行規則第7条第1号ハに掲げる書類ではなくなるものの、同号ホに掲げる書類（※）に該当することとなることから、特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものであれば、改正後も本人確認書類として用いることができます。  （※）官公庁から発行され、又は発給された書類 その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の掲載があるもの